

講 演

現代における法曹の活動領域と役割

(2016年5月14日)

木下雅博氏

略歴

青山学院大学法学部卒業
 1990年 司法試験合格
 1991年 司法修習生(45期)
 1993年 検察官任官
 現在 東京高等検察庁検事



司会(中村俊規教授)

法曹倫理の授業では、毎年ゲストをお迎えして、「現代における法曹の活動領域と役割」というテーマでご講演をお願いしています。今年は、木下雅博東京高等検察庁検事に講師をお願いしました。木下検事は、青山学院大学のご卒業です。平成2年に旧司法試験に合格され、平成3年に最高裁判所司法研修所に入所されました。修習期は45期でいらっしゃいます。2年間の修習を終えると同時に検事に任官され、東京地方検察庁検事を皮切りに、長崎地方検察庁佐世保支部長兼平戸支部長、東京地検公安部副部長等を歴任され、現在は東京高等検察庁検事を務められています。検察官の方から検察官の仕事についてまとまったお話を伺う機会はなかなかないと思いますので、ご静聴下さい。

木下雅博氏 ただいまご紹介いただいた木下です。どうぞよろしくお願いたします。本日の話の内容についてレジュメを用意しましたので、今お配りします。

レジュメ

第1 はじめに

第2 検事という職業を選んだ理由

第3 検事の仕事

1 新任検事のころ

2 検事の仕事

(1) 検察官として

○ 2つの変革

裁判員制度の導入(平成21年5月)
 取調べの可視化——録音録画の試行
 (平成18年～)

○ 検察不祥事

(2) 検事として

ア 法務省訟務局付検事

イ 公安調査庁

ウ その他の出向先

第4 検事に求められる役割とその魅力

第1 はじめに

私は、司会の中村俊規先生とは司法研修所の同期生でクラスも一緒でした。それ以来それほど頻繁ではありませんが、修習後10年目、20年目といった節目のときなどに同級生で旧交を温めています。本日のテーマが「現代における

法曹の活動領域と役割」ということで、何を話したらよいかと考えてみましたが、自分がこれまで携わってきた仕事の内容についてお話しすれば、検事がどういう分野でどういう仕事をしているのかがある程度ご理解いただけるのではないかと思います、レジュメに記載した項目に従ってお話ししようと思います。

私は平成5年4月に任官して、今年で24年目になります。この24年間のうち3分の1の約8年ほどは法務省におりました。残りの3分の2、約16年は、検察庁で仕事をしてきました。そのうち8年は地方の検察庁、残りの8年が東京地検です。東京地検と地方の検察庁で交互に勤務するのですが、1箇所の地方の検察庁の勤務期間は概ね2年ほどです。地方の検察庁で2年ほど務めると、東京地検ないし法務省で仕事に就くという感じです。私はだいたい平均的な検事の生活を送ってきたように思います。

第2 検事という職業を選んだ理由

私が検事という職業を選んだ理由ですが、当時の司法研修所というのは、修習生の数は500名ほどでした。また修習の期間は今より長くて、2年間ありました。最初の4か月と最後の4か月は、当時湯島にあった研修所で、起案を中心に講義による訓練を受けます。残りの1年4か月が実務修習の期間でした。修習生は、各地に分かれて裁判所、検察庁、弁護士事務所実務修習の期間を過ごしました。私は、司法試験に合格した当初は、何になるかについて明確な選択はしておらず、実務修習の間に決めたというのが実際のところでした。

最初に検察修習からスタートしたのですが、指導教官から実際の事件記録を渡されて、「君ならどうする？」と方針を尋ねられ、取調べにも立ち会いました。私は、被疑者の取調べに限らず、被害者や参考人から話を聞きながら証拠を集めて事件を形作っていくところに、非常に関心を持ちました。同じ傷害事件について、被疑者から聞いたことと被害者から聞いたことは

全く違う。目撃者から聞いたことがまた異なる。物事は、関係者の立場によってずいぶん違って受け止められているところに、私は関心を持ったのです。

次は裁判所でした。私から見た裁判官のイメージというのは、1日のうちで机で記録を読んでいる時間が非常に多い。記録というのは、刑事事件では検察官や弁護人が提出した書面や証拠で構成されている。その記録を通して真実を探るという作業です。結局裁判所に提出されている証拠等は、検察官や弁護人が作成したものが大部分です。実際にその背後にあるものは何なのか。これは分かりづらいとか真実に迫るにはまどろっこしい。これらの記録を読むよりも直接関係者に聞く方が早いのではないかと。記録を読んで実際の事件を想起するというのは、自分の性格に合わないと感じました。

そのあとに弁護修習の期間がありました。弁護修習の期間には、いろいろなことがあって楽しかったのですが、私の指導にあたった弁護士は、たとえば、法律相談を受けたあとで、私にお金のことを聞くのです。「今の30分の事件相談で、君ならいくら請求するか？」と。「1,000円くらいでしょうか？」と答えると、「でもその事件相談には、私が蓄積した知識が使われているよね。その知識を習得するためにどれくらいの時間を費やしたかを考える必要があるよね。」あるいは準備書面等の作成を命じられたときに、また「これでいくら請求する？」と尋ねられます。「5枚の用紙にまとめたので、5,000円ほどです。」と答えると、「君は、これを作成するために判例を調べただろう？ それにどれ位の時間がかかったの？」と言われる。「丸1日にかかりました。」と答えると、「君の時給計算では、丸1日分が5,000円か？」と追い打ちをかけられる。弁護士は自由業ですから、お金の面を気にしなければならないことは理解できます。しかし、私は、一方で仕事をしながら他方で費用計算をするということに、どうもなじめない。その弁護士の先生がやたらとそう

いう話をするので、私はちょっと弁護士にはなれないという感じを持ったのです。もし別の考えを持った弁護士の先生についていたら、私も弁護士になったかもしれません。

まあ修習生というのは、だいたいこういうもので、弁護士の先生の一面しか見ていないのかもしれない。職業の選択というのは、案外こんなところに理由があるような気がします。公務員ならば、お金のことを気にしないで仕事ができる。しかし、裁判官になって一日中記録を読んで判決を書くというのも辛い。その頃、検察庁というのは、体育会系であるとの印象が強かったので、私は検察官に適しているかどうか自信がなかったのですが、「もしやってみて適していなかったなら、また考えればよい。」ということで、現在に至っています。やはり修習生の時代に、まだ物事の一面しか見ることができない頃に感じたのは、検事は当事者と近いところにいる。何か分からないことがあれば当事者にすぐ聞くことができる。参考人からもすぐに聞くことができる。そういう仕方では真相を解明していく作業が、自分としてはやり甲斐があると思いました。これが、私の検察官選択の理由です。

第3 検事の仕事

1 新任検事のころ

私は検事になって最初、東京地検に配属となりました。私が新任の頃の20年前と現在とは全く状況が異なります。新任というのは、検事になって1年目を指し、教育指導期間とされています。今は、法務総合研究所で、新任検事はもう1回研修を受けます。今度は検察官用の研修を受け直すのです。ここで、証拠の見方等をより実務的な観点から教わるというシステムになっています。

私の頃は、刑事部、交通部、公判部を一通り回る。私は、最初、刑事部に配属されたわけですが、もちろん新任検事にも事件が配点されてくる。事務官から、「もう被疑者が来ていま

す。」と言われました。それで大急ぎでこれからの手順を決めて、記録を読みました。最初の事件は大麻取締法違反に関するものでした。

被疑者は大麻が自分のものであることを認めているが同棲していた彼女はそのことを知らないと言っていました。彼女も、被疑者と同じ事を述べていました。

最初の事件でしたので、非常に緊張して弁録取したことを記憶しています。

新任検事の指導は、東京地検では副部長が行っています。担当検事は、たとえば、逮捕後、記録を見て勾留請求するかどうかを決めるのですが、私は、「この件では、被疑者は〇〇のような弁解をしていて否認事件なので勾留請求をします。」ということで副部長の決裁をもらいに行きました。「勾留請求は分かったが、その後どうするのか?」「すみません。考えていませんでした。」すると、副部長から、「勾留請求して勾留するのだろ。最大で20日間身柄を拘束するのだろ。何も考えずに拘束してよいのか?勾留の必要性があるのか?君は必要性があると考えて勾留請求するのだろうか。何も考えずに被疑者が否認したから勾留請求するなど馬鹿なことを言うな!」とお叱りを受けました。そこで、これはいけないと思い、警察に〇〇の捜査をして下さいとちゃんと指示することを詰めて、勾留請求をしたわけです。その後、最初のうちは警察が取調べを行い、私も警察と連絡を取りながら、副部長に進捗状況を報告したところ、「もっと弁解内容を具体的に聴取しないと、その弁解が真実かどうか分からないじゃないか。もっと被疑者からよく話を聞け。」とダメ出しをされました。そこで、私はもう一度被疑者から話を聞いたのですが、結局あまり目的意識を持たずに聞くものですから、水掛け論のようになる。女性は「知りません。」という。「知っていたら。同棲していて知らないはずがないだろう。」と私が言う。これでは取調べにもならない感じですね。副部長に報告に行くと、「いったいどんな聞き方をしているのだ。

そんな水掛け論ではどうにもならない。同棲していたのだから、その大麻はどこから発見されたのか。「ベッドのサイドテーブルの横にありました。」「彼女はいつもそのベッドで就寝しているのか。物はそのベッドの脇にあるのだから、ベッドから見えたのではないか。」指摘されたのは、私が聞いていないことばかりでした。結局同棲の実態を明らかにして、通常的生活パターンの中で目に触れるものであったかどうかを聞かなくてはいけないと言われて、ああそういうものかと納得して、もう一度質問しました。今度は当然ながら上司の指摘を踏まえて聞いたのですが、やはりだめでした。それを報告すると、また怒られました。「被疑者が自白したら起訴で、否認したら不起訴にするのか。」「そういうことではありません。」「ではどういうことなのか。供述証拠は一番最後だろう。まず客観証拠があって、客観証拠から何が推認されてあるいは何が被疑者の弁解に沿う証拠なのかを整理した上で供述を聴取するのではないか。」こういう指摘を受けました。しかし、結局のところ客観証拠から推認できることは、同棲している事実だけで、しかも必ずしもそこから彼女が大麻の存在を認識していたという状況ではありませんでした。結局、彼女を不起訴にしました。男性の方は大麻の共同所持で送検されていましたが、それを単独所持に切り替えて起訴しました。これが私の第1号事件です。1件の事件で証拠の見方、取調べのやり方等を教わりながら仕事をしたわけです。どちらかというと、座学で学ぶよりは、上司に怒られながら学ぶという方が、実際に今でも覚えているのですから、身につくと思います。私が副部長になったときにも、同じようにして後輩を指導しました。

もう一つご紹介しておきたい事件があります。被疑者は前科多数の者なのですが、前科多数と言っても服役したことはない。罰金刑を繰り返し受けている。粗暴歴のあるやくざでした。しかし、彼は、取調べに関しては私よりもベテランです。取調室に入ってきた瞬間に、お酒の絡

んだ暴行事件だったのですが、「検事さん、これは罰金でしょう。」という。「そんなことはこれから取り調べる。」「調べなくてもこの程度の傷なら罰金でしょうよ。10日でやって下さい。」「それは私が決めることだ。」と言いました。

このように言ってはみたものの、その後、私の方で量刑資料等を調べてみてもやはり罰金刑相当でした。しかし、私はどうしてもこの罰金刑での略式命令には納得できない、ということで、求刑を懲役刑として起訴する旨副部長の決裁を求めました。すると、「この程度の傷害で懲役刑を求刑するのか？量刑資料はどうなっているのか？」「量刑資料では罰金刑相当ですが、この被疑者は、自分から罰金刑で早く終わらせてくれと言うなど非常に態度が悪い。全く反省していないのです。」すると、副部長が言うには、「君は、相手のことが気にくわないのでそうするのではないか？被疑者にしてみれば、検察官の態度が気に入らなければ、態度が悪くなるのは当たり前ではないか。自分に対する態度が悪いという理由で量刑を判断するのは、検察官のすることではない。君は私憤で動いているだけではないか。」そう諭されて、はっと、考え直したことがありました。

今考えると、被疑者には結構粗暴歴があるので、この被疑者はほんのちょっとしたことですぐに暴行に及ぶのだという常習性を明らかにして常習暴行で立件することができたかもしれないと思います。しかし、そのあと、この被疑者はまたすぐに暴行罪で逮捕されて、今度は別の検察官の担当でしたが、公判請求がなされました。

捜査の方はこのような感じでしたが、そのあと公判部に配属されました。公判に立ち会った第1号事件は自白事件でした。最初でしたからもちろん緊張したのを記憶しています。

公判は、まだ裁判員裁判が始まる前ですから、まず起訴状を朗読して、証拠の要旨を告知して、被告人を尋問して、論告求刑となる。私は、こ

れを頭に入れて公判に臨みました。事件は、大麻の所持に関するもので、普通であれば、証拠物を裁判所に提出して終わりになるのですが、裁判官がじっと証拠物を見ているのです。検察官は、通常は公判前に証拠物をしっかり点検します。証拠物は2つありました。大麻の葉っぱと茎なのですが、裁判官から、「茎の方は検察官の証拠では甲の何号証になっていますか？」と聞かれたけれども、私には見分けがつかず、慌てたことがありました。そのほか、被告人質問については、「反省していますか？」と聞くと、「反省しています」と答えるなど、まあ典型的な質問でしたが、一応すみました。そうやって1年が過ぎて行くと、2年目以降はほぼ1人前の検事として仕事ができるようになります。

2 検事の仕事

検事の仕事というのは、実は(1)検察官としての仕事と(2)検事という肩書きでの仕事の2つに分かれます。

(1) 検察官として

検察官としては、いわゆる刑事訴訟法1条に規定されている真相の解明、刑事事件に携わることです。検察庁では、東京でも地方でも同じですが、捜査部の検事一人に事務官が一人つきます。まず事務官は、若い検察官よりもベテランです。事務官はそれぞれの事件捜査についてだいたいの手順がわかっています。こちらはまだ着任したばかりで、仕事のスピードが全く違う。こちらは遅い。事務官は常に検察官に立ち会うので、こちらの仕事が遅いと、事務官も検察官に合わせて必然的に土曜日や日曜日にも出てくる。検察官と事務官は、家族のように一生の付き合いになる。ですから、けんかもよくしますし、あるいは検察官が事務官の意見を聞くこともある。「今の件をどう思うか？」と。だいたい二人で事件をまとめていく形になります。検察官と事務官の関係というのは多様です。事務官によっては、自分の意見を求められること

を嫌がる。他方では、積極的に意見を述べてくる事務官もいます。基本的には、後者の方が多い。したがって、どちらかといえば、二人で仕事をしていく感じになります。

あとは、警察との関係が重要です。事件相談という形で、検察官は警察の相談に乗ります。たとえば、現行犯逮捕の場合は相談は不要で、すぐに被疑者が検察に送致されてきます。他方で、新聞等でよく報道されるような組織的な事件など複雑な事件では、警察から事件相談を求められるのでアドバイスをすることもあります。また大きな事件で、被疑者が多数になると、一人の検察官では対応しきれなくなります。そこで、応援の検察官を呼ぶ必要が生じる。そのような事情もあるので、あらかじめ検察は警察と一緒に捜査に臨むことになるのが普通です。そのときに、検事として建設的なアドバイスをして行くことが肝要です。たとえば、私たちは、「この容疑では少し証拠が乏しいけれども、こちらの容疑であれば証拠は足りている。」というように、実践的なアドバイスをします。刑事訴訟法では、検察官と警察官の間に上下の関係があるように規定されていますが、事件捜査の現場ではそのような感覚は持たれていません。一緒に活動するというのが実態です。したがって、検察官には、適切なアドバイスをする能力が必要です。

私たちは、警察だけではなくて、海上保安庁の海上保安官、国税庁の国税査察官、厚生労働省の麻薬取締官、つまり、麻薬Gメン、それから税関、あと自衛隊ともおつきあいをします。これらの公務員は、刑事訴訟法的に言えば、特別司法警察職員です。その分野において捜査権限を持っている人たちです。海上保安官であれば、海上の問題について艦内を捜索し、国税査察官は、脱税事件を、また税関は、覚醒剤密輸という関税法違反事件を扱います。つまり、税関長が検察に告発して事件が始まる。また自衛隊には警務隊というものがある。自衛隊内でけんか、傷害事件や窃盗事件が起きると、警務隊

の管轄となる。この人たちに共通して言えることは、彼らが行政官であることです。たとえば、海上保安官は、海上警備が主たる業務です。犯罪の取り締まりというのは、彼らにとっては業務の一部に過ぎません。皇宮警察にとっては、犯罪を捜査するというよりも皇室の安全を確保することが主たる業務です。どうしても捜査においては警察ほど十分ではない。供述調書の録取の仕方、また捜査の進め方も、警察ほど十分ではない。他方、警察は法律家ではないけれども、捜査のプロである。したがって、供述調書のポイントにも習熟している。したがって、私たちは、これら特別司法警察職員に対しては警察に対するよりもより踏み込んだアドバイスをしてやらないといけないわけです。その踏み込んだアドバイスをするためには、特別司法警察職員のフィールドを理解している必要がある。そこで、私たちも勉強しなければならない。

若干毛色が違うのは、条例の罰則審査です。地方公共団体は、憲法94条で条例の制定権が認められている。法律の範囲内であれば、罰則を設けることもできる。地方自治法では2年を上限として懲役刑または禁固刑を定めることが可能です(14条3項)。したがって、条例をつくるのは、地方自治体であり、言ってみれば法律の素人が罰則規定をつくることになる。罰則付きの条例の例としては、迷惑防止条例があります。電車の中で他人の身体に触ったりすることを取り締まるものですね。あるいは淫行防止条例というものもある。これは、児童に対して卑猥な行為をすることを罰則によって禁止するものです。この種の事件が起きると、警察が当該の条例を適用してそれを検察に送致してきます。条例にも罪刑法定主義が適用されるので、条例の造りが悪いと違憲の疑いが生じます。そこで、自治体が「〇〇の条例をつくりたい。」と言ってくると、私たちは、その立法の目的に照らして罰則規定の内容を吟味する。あるいは構成要件的に、「この部分はちょっと曖昧すぎる」という意見を付してやる。こういうことも、

検察官の仕事です。

ほかには、こういう仕事もあります。すなわち、精神障害者が措置入院となった後に、措置入院を解除するかどうかの審査をする機関が法律で定められています。それが、精神医療審査会で、合議体を組んで審査します。審査会の構成員は、医療に詳しい人、法律に詳しい人ですが、ここにも検察官が入って意見を述べる機会があります。

〇2つの変革

検察官の仕事は、このようにフィールドが広いことをご理解いただけたかと思います。基本は、捜査し、公判に臨むことですが、その中で大きな2つの変革がありました。

1つは裁判員制度の導入、もう1つは取調べの可視化です。裁判員裁判のときには、一般の国民が裁判に携わることになった。それまでは、裁判というのは、法律家だけが集まってやる。旧制度の時に傍聴された方は分かるかもしれませんが、わかりづらい。検察官や弁護人がぶつぶつしゃべっているけれども傍聴人には何を言っているのか、何をしているのか分からない。ところが、裁判員制度になるに当たって、検察としてもわかりやすい立証を目指す必要が生まれました。そして今のような方式に落ち着いたのです。すなわち、検察は、試行錯誤を重ねながら、書面をずらずら読むのではなくて、裁判員に語りかけるように話をする工夫をしてきました。ですから、冒頭陳述の仕方、論告の仕方も以前とは全く違います。わかりやすくなっています。ただし、わかりやすくなっていると言っても、やっていることは基本的には以前と同じなのです。冒頭陳述が文章になっているのを平易に陳述する。

もう1つは取調べの可視化です。それは、取調べの状況を録音録画する。今国会で刑事訴訟法改正案が可決されると、録音録画が義務化されます。従来密室で行われた取調べが録音録画されるので、後から検証することができるようになる。結局、いろいろな制度を導入したけれ

ども、変わらないものがあります。つまり、どういうふうシステムが変わろうと、真実を確定して真相を解明することは変わりません。私は、副部長時代に若手の検事にこのことを言い続けました。

あと公判で大きく変わったことは、証拠開示です。以前、旧刑訴法では、ご承知かもしれませんが、結局最高裁の判例基準にしたがって、おおむね反対尋問が終わったあとに開示することに支障がなければ開示しなさい。また刑事訴訟法の条文上の根拠も、結局は裁判長の訴訟指揮権に基づいてやるというふう解釈上解決できるものでした。その頃、証拠開示を巡って弁護人との間に先鋭な対立がありました。弁護人は開示を求めるが、検察は開示を認めないわけです。その問題は、今の刑訴法では決着がついています。類型証拠あるいは主張関連証拠は開示する(316条の15)。今の刑訴法では、類型証拠、争点関連証拠について開示請求が認められましたが、私は、それはよかったかなと思っています。

私は大阪地検の公判部に1年ほどいたことがあります。ここに大阪の弁護士の先生がおられたら申し訳ないのですが、私の経験から言うと、関西の弁護士先生というのはすごくエネルギーで、私は、あの1年ほど公判で異議申立てをしたことはありませんでした。あの経験で異議申立てのなんたるかを学んだような気がします。とにかく公判が活発なのです。それまでは、私は、地方の裁判所で公判に出ても異議申立てはほとんどしたことはありませんでした。ところが大阪では、検察も弁護人もお互いに異議を出し合う。とにかく本に書いてあることは実践しないと身につかないものだと知りました。あの1年で私の公判に関する技術は飛躍的に向上したように思います。

○ 検察不祥事

そういう中で平成22年に検察の不祥事がありました。非常にショッキングな事件で、私は「まさかそんなことがあるはずがない」と思っ

たほどです。証拠品の改ざんの事件でした。この事件により検察への信頼は地に堕ちました。それまでは、検察はわりあい信頼されていたと思います。しかし、今は取調べが録音録画されているし、なかなか2号書面が登場する場面もないようです。

さて、検察の信頼が地に堕ちましたが、ようやく6年経過した頃から法務省の中に検察のあり方検討会ができ、若手検事の新任教育を含めて問題点を洗い直し、また「検察の理念」というような規程を策定したりして現在に至っています。今述べたのは、検察官としての仕事です。

(2) 検事として

検事としての仕事として何があるのか。検事は、いわゆる政府の法律家と言われることがあります。検事は、いろいろなところに出向します。私は、法務省訟務局に3年間いたことがあります。これは何をするとところか。国の代理人です。たとえば、原爆訴訟というのがある。あれは原爆被害者の認定を巡って、被害者と国との間に争いが生じた。きわめておおざっぱにいうとこういうことです。すなわち国の基準では、原子爆弾投下時に一定の範囲外にいた人は、被爆者としての認定はされません。それはおかしいではないかと考えた人々が、国が認定しないという処分をしたことに対して取消訴訟を提起するわけです。国の代理人は、訟務局の検事が担当します。訟務局というのは、いわば政府の巨大なローファームです。また訟務局にいる検事を訟務検事と言います。私は、訟務局では租税を扱う部署に属していました。租税に関連する事件で、検察官としては脱税事件を対象にするのですが、訟務局は、課税処分に対する不服申立て訴訟に対応する部署です。私が訟務局にいた頃、ストックオプションに関する大きな事件がありました。ストックオプションというのは、簡単に言えば新株予約権のようなものです。会社の役員か従業員が自社株を安く買える。会社の業績がよく、株価が上がると、株主はその

差額を手に入れることができます。株主は、その権利を行使する際にその旨申告する必要はありましたが、当時その利得を一時所得として納税していました。ところが国税庁は、その利得を給与所得として解釈したので争いが生じたのです。両者は、税額が異なります。給与所得になると、納税者としては不利になるのです。国側の代理人として、私は何をやることになるか。給与所得とは何かを検討する。給与が労務の対価であるとすれば、その利得は給与所得にあたることになる。これを主張します。他方、相手方は、その利得が偶発的に生じたものであるとすれば、労務の対価とはいえないのではないかと主張する。そういうやりとりをします。課税処分に対する訴訟では、法律の解釈が争点になります。税法の知識は、国税庁の職員が持っている。税務六法を見ていただくと分かりますが、2分冊になっていて、1の方には法令が、また2の方には通達が収録されています。とにかく通達が多いのです。

しかし、法律家から見ると、通達だけでは課税の根拠となりません。通達は法律の趣旨にかなうものでなければならぬのです。すなわち、その通達は、法律の趣旨に照らして正しいものでなければ効力をもちません。またそういう見地に立たないと、裁判所でもその課税処分は通用しません。相手方の代理人である弁護士もそこをついてきます。検事は、そういう指導をして行くのです。法律の解釈論になると、法律の世界の問題となる。そこに検事が関与する必要性があることになります。私は、すでに10年近く検察にいたので、民事訴訟法等の知識はさびついている。したがって、もう一度勉強をし直す必要がありました。

イ 公安調査庁

次に私は公安調査庁に出ました。これには、みなさんはあまりなじみがないかもしれませんが。ここはいったい何をするといいか。破壊活動防止法という法律があります。それは、国を転覆しようとする人たちが一定の行為をした場合に

は、その団体を規制するという珍しい法律です。普通、法律は個人を名宛人にするのですが、この破壊活動防止法は団体に対して規制処分をかけるものです。またもう1つ所管法令があります。無差別大量殺人事件を犯した団体の規制に関する法律です。これは、簡単にいうと、オウム真理教を念頭においたものです。これはオウム真理教のような団体に対して、なお現在も危険性を保持していると認められるときは、一定の規制処分をする。公安調査庁の調査官は、これら法令の範囲において調査をすることができます。公安調査官は、強制する権限を有しないので、任意調査をすることになります。ちなみに公安調査庁というのは、法務省の外局です。

ウ その他の出向先

その他の出向先としては、外務省、財務省、公正取引委員会、SESC（証券取引等監視委員会）等があります。検事の活動領域は、非常に幅広いものです。

第4 検事に求められる役割とその魅力

検事に求められる役割は何かと考えてみただけですが、1つは客観的にかつ冷徹に物事を見ることです。客観証拠は何か、その証拠でどこまで事実を推認することができるのか。被害者のみでなく被疑者によく聞く必要があります。また被疑者の弁解が本当にその通りなのかどうかをよく検証しなければなりません。あとはフェアであることです。これは、当然のことのように思われるかもしれませんが、検察不祥事もある関係で、最近特に言われていることです。たとえば、公判では、被告人にとって有利な事実もあれば不利益な事実もある。そこで、公判で出す証拠としては、被告人に不利益なものだけではいけない。すでに被告人と被害者との間で和解ないし弁償ができていれば、その証拠を出してやる。その弁償によって被害者の方が「被告人を赦してやってほしい。」という気持ちがあるならば、それは考慮されるべきでしょう。

もう1つフェアであることとの関連で言われ

ていることは、撤退する勇気をもつことです。猪突猛進はいけない。事件に着手したら起訴ありきではだめだということです。

3つめは、物事を突き詰める情熱が必要です。事件は多いけれども、検事数は相変わらず少ない。以前「ヒーロー」という検察官を主人公にしたテレビドラマがあり、若い検事には、この番組を見て検察官になったという者もいます。基本的には、あの番組は検察の世界を描写しています。検察事務官と検事の関係もあの番組のような感じです。検事が事件現場を大切にしているからです。しかし、実際には、検事はたくさんある事件を抱えていて、なかなか現場に行くことができません。しかし、手を抜くような人は早く辞めてほしいと思います。多くの検事は、真相解明の情熱によって働いているのです。

検事は、その活動領域がどんどん広がっているので、いろいろな経験をすることができます。検事は、今では刑法やその特別法はもちろんですが、初めて見るようなたくさんある法律を学ぶ必要があります。不慣れな分野では、どうしても裁判例をみてもなかなかよくは分からないことがあります。そういう場合には、法律の趣旨に立ち返って考えてみる必要がある。どうしてこのような立法がなされたのかと。しかし、その点では、むしろやり甲斐のある仕事かもしれません。

あとは使命感ですが、私たちは、お医者さんのように「どうもありがとうございました。」という言葉をもらうことが案外ありません。したがって、私たちへの褒美は、「事件を無事に適正に解決することができてよかった。」という達成感です。重大な事件になるほど、一人夜帰宅して感慨にふけることがあります。私の話は以上でおわりです。

司会 非常に興味深いお話で、私は、個人的にもこのようにまとまった形で検察官のお話を聞いたのは初めてです。今日は関弁連の法曹倫理教育に関する委員会の先生方もおいでになり、

いろいろ質問をなさりたいという感じが伝わってくるのですが、これは授業の一環なので、皆さんの質問を取り上げたいと思います。

○ さきほど関西とは違って、東京では、法廷で弁護士との間に活発な応酬はあまりないというお話でしたが、検察官の力量によって裁判の結果が異なるということがあるのでしょうか。

木下 有罪無罪を含めてということでしょうか。そうはならないように、さきほど捜査の段階で上司の決裁をもらいながらやると言いましたが、公判でも同じようにやります。重大な事件の場合、公判が終わるごとに副部長に報告します。そうすると、副部長が「これは次の証人尋問で決まるな。この検察官だけでは十分でない。」と考えると、もう一人検察官をつけることになる。そういうやり方をするので、検察官一人の力量はそれほど問題になりません。

○ 民法7条では、後見開始の審判に関して検察官の役割が規定されていますが、木下先生は、後見事件に立ち会われたことはありますか。

木下 人事訴訟においても検察官の役割がありますが、私はこれらの事件に関与したことはありません。